

別紙

令和4年度金ヶ崎町地域協働雪対策事業補助金

～事業実施に関するQ&A～

■お問い合わせが多かったものについて改めて周知いたします。

Q. 領収書のガソリンは自宅用も含まれています。
補助金請求分とどのように分ければよいですか。

A. 出勤回数や除雪機の平均燃費などから補助金分と分けてください。
区分が難しい場合はご相談ください。

Q. 容器(携行缶・ポリタンク)は補助金の対象になりますか？

A. 対象外になります。

Q. 対象となる高齢者や作業従事者が変更となった場合はどうなりますか？

A. 人数の増減に関しては途中での変更や報告は不要です。
実績報告の際に、事前に配布している実績報告用書類の「添付書類3及び4」最終実績に記入し、提出してください。

Q. 補助金の振込口座を複数に分けられませんか？

A. 申し訳ございませんが、振込口座は1つとなります。

Q. 自治会や団体とは違う名義の口座を使用したいです。

A. 別途振込先口座を指定する書類を作成する必要があります。
実績報告前にご相談ください。

Q. 機械の修理費は対象になりますか？

A. 対象外になります。

Q. 事前に購入したポリタンクの燃料やホームタンクの燃料を使用しています。
秋口に給油するため、除雪期間中の領収書がありません。どうしたらよいですか？

A. 除雪期間中の領収書が必要になります。
使用した分をホームタンクに給油するか、別途ポリタンクで購入するなど期間中に燃料を購入してください。

Q. 実働はなかったが、事前に燃料を購入してしまったが対象になりますか。

A. 実働実績が無い場合は対象になりません。

Q. 申請額より実績額（請求額）が下回ってしまいました。どうしたらよいですか。

A. 実績報告より前に変更申請を提出していただく必要があります。一度ご相談ください。

Q. 実績報告の関係書類に「事業の写真」とるが、どのように撮れば良いでしょうか？毎回写真を撮らなければならないのでしょうか？

A. 除雪活動の様子がわかる写真を提出してください。なお、写真は毎回撮影していただく必要はありません。